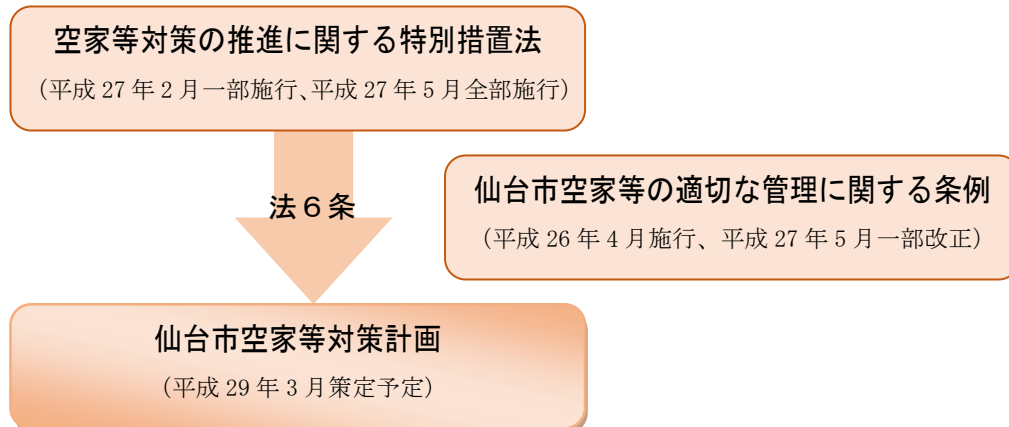


仙台市空家等対策計画の策定概要

(1) 策定の趣旨

平成 27 年 5 月に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法では、市町村の責務として空家等対策計画の作成に努めるものと規定されている。

本市において、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同計画の策定を行う。



(2) 計画の主な内容（案）

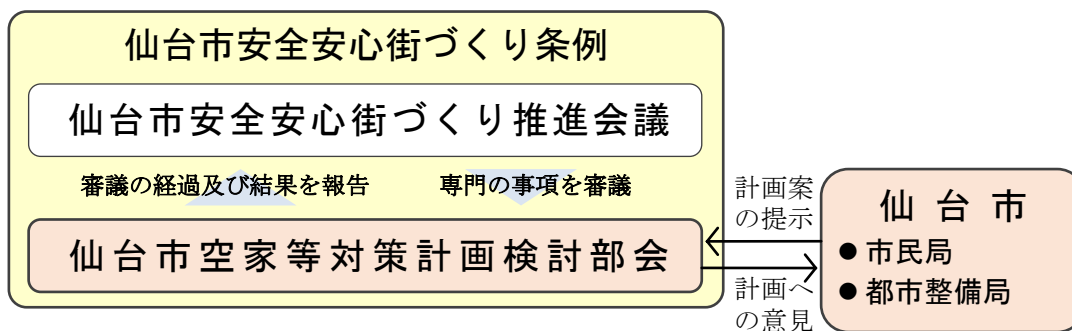
計画の構成及び主な内容は以下のとおりである。

計画の構成	
1	空家等対策に関する基本的な方針
2	空家等の適切な管理の促進に関する事項
3	空家等及び跡地の活用の促進に関する事項
4	特定空家等に対する措置に関する事項
5	住民等からの相談への対応に関する事項

(3) 計画策定の方法等

仙台市安全安心街づくり推進会議に設置した空家等対策計画検討部会で計画案についてご審議いただく。

また、中間案に対してはパブリックコメントを実施し、幅広く意見の募集を行う。



(4) 策定スケジュール（予定）

策定スケジュールは以下のとおりである。

【表：仙台市空家等対策計画策定スケジュール（予定）】

時 期	策定スケジュール	検討内容
28 年 度	8月 第1回空家等対策 計画検討部会（8/29）	・策定内容とスケジュールの 確認 ・課題の意見交換
	9月	
	10月 第2回空家等対策 計画検討部会（10月）	・計画骨子案
	11月 第3回空家等対策 計画検討部会（11月）	・計画中間案
	12月 第1回安全安心 街づくり推進会議 ← 中間案	
	1月 パブリックコメント	
	2月	
	3月 第4回空家等対策 計画検討部会（3月） 第2回安全安心 街づくり推進会議 仙台市空家等対策計画 決定	・最終案